

# 海上自衛隊の機雷掃海について

## はじめに

平成27年5月に「平和安全法制整備法案」が閣議決定され国会に提出された後の国会審議において、海上自衛隊の掃海艇がホルムズ海峡の機雷を除去する絵を安倍内閣総理大臣が示しながら、この任務を遂行できるようこの法案を成立させる必要があることを力説していた姿を多くの方が思い出すことができることでしょう。

本投稿では、海上自衛隊の戦後掃海活動を振り返り、我が国が何故自衛隊法を改正し、集団的自衛権の一部行使を可能とする必要があったのか解説しつつ、海上自衛隊の掃海部隊に今後求められることを考察します。

## 1 戦後我が国周辺の機雷敷設状況と海上自衛隊創設期前の機雷掃海作業

昭和20年8月の終戦時、我が国周辺には日本海軍が敷設した係維機雷55,000個及び米軍が敷設した感応機雷11,000個が残置されていました。感応機雷の掃海作業は戦前から海軍が実施していましたが、戦後も海軍省内に掃海部を設置して掃海業務を継続していました。終戦年の昭和20年11月には海軍が廃止されることとなりますが、掃海業務については第2復員省、復員庁、運輸省海運総局、海上保安庁へと組織を変えながらも継続実施されています。

海上自衛隊の前身である海上警備隊の発足は昭和27年4月ですが、その前の昭和25年には朝鮮戦争が勃発しここでも我が国の掃海部隊が活躍することとなりました。北朝鮮がソ連製の機雷を元山及び鎮南浦等に約4,000個敷設したため、連合軍の作戦に支障をきたしていました。当時海上保安庁に所属していた掃海部隊は東京湾口、銚子沖、佐世保港外など日本内地の沿岸航路や瀬戸内海の掃海作業に従事していましたが、これを連合軍の元山上陸作戦前に朝鮮半島に派遣するよう米極東海軍参謀副長アーレイ・バーク少将から要請を受け、当時の吉田首相はこれに応え我が国の掃海部隊を派遣することを決定しました。この作戦において掃海艇1隻が沈没し1名の殉職者を出しています。また、戦後混乱の中で黙々と続けられた我が国周辺の掃海作業においても78名の殉職者を出しており、そして今なお我が国周辺の掃海作業は海上自衛隊によって続けられています。

## 2 湾岸戦争後の機雷除去

平成2年8月イラクがクウェートに侵攻しその全土を占領し、イラクと多国籍軍との湾岸戦争が勃発しました。多国籍軍は翌平成3年2月にクウェートの開放に成功し、4月11日に正式に停戦が発効されました。この間我が国では国際社会からの強い人的貢献要望に応えることができず、

巨額の資金拠出による支援のみを行いました、国際社会からの我が国に対する批判は避けられませんでした。

国内的にもペルシャ湾における航行船舶の安全確保についての要請が高まったこともあり、政府は平成3年4月24日海上自衛隊の掃海部隊をペルシャ湾に派遣することを決定しました。(自衛隊法99条(当時)「機雷等の除去」)

海上自衛隊は直ちに掃海母艦1隻、掃海艇4隻及び補給艦1隻からなるペルシャ湾掃海派遣部隊を編成し、2日後の4月26日にはペルシャ湾に向け出港していきました。(4月16日に長官から準備指示が出されていたとはいえ、短期間に準備を整え緊急的に出港していったことが伺えます。)一ヵ月後の5月27日にUAEのドバイに到着し6月5日から9月11日までの99日間にわたり主としてペルシャ湾の北部海面において、米国及び他の多国籍軍派遣部隊と協力して掃海作業に従事しました。

海上自衛隊の派遣掃海部隊が作業を開始したときには、既にイラク軍が敷設した1000個の機雷が処分されていましたが、残り約200個の機雷は掃海作業が困難な海域に残されているものばかりでした。そのような中派遣掃海部隊は34個の機雷を処分しました。

任務を終了した派遣掃海部隊は9月23日帰国にむけドバイを出港し、10月30日無事帰国しました。

### 3 海上自衛隊の掃海部隊の練度維持向上策

戦後及び湾岸戦争後目覚ましい活躍をした海上自衛隊の掃海部隊ですが、この活躍には連綿と受け継がれている掃海部隊の練度維持向上のための努力がありました。

その第1は戦後掃海作業に従事してこられた方々への顕彰です。

昭和27年6月、戦後の日本周辺港湾の掃海作業で殉職した隊員(朝鮮戦争時の殉職者を含む)の功績の顕彰と慰霊を目的に、港湾航路啓開の恩恵を受けた全国32の関係各都市の市長、県知事が発起人となり「掃海殉職者顕彰碑」(吉田茂首相(当時)揮毫)が香川県琴平市の金刀比羅宮に建立されました。以来毎年5月末に「掃海殉職者追悼式」が顕彰碑の前で行われており、海上自衛隊掃海部隊の隊員は先人の偉業を顕彰することで任務の重要性を再認識し、練度向上意欲を維持しています。

その第2は連綿と受け継がれた計画的な訓練です。

掃海部隊の訓練は年度ごと区切られていて実に効率的な訓練計画が立てられています。年度の当初は比較的水深が浅く潮の流れが少ない陸奥湾での訓練が行われます。そして11月後半には水深が深く潮の流れもある日向灘で訓練を行います。年度末には伊勢湾や八代海といった狭い海域での訓練が計画され段階的に練度向上を図るようになっていきます。また毎年硫黄島にお

いて実機雷の処分訓練を行っていて各艇に定期的に実機雷を処分する機会が与えられます。

その第3は装備の近代化努力です。

掃海部隊は戦後初めて海外に派遣された自衛隊の部隊となりました。そこでの活躍は先に述べたとおりですが、彼らが世界の掃海部隊の中で一緒に活動したことで、装備の著しい近代化の流れを感じてきました。その成果としてイギリス海軍が導入していたシステムを取り入れた「すがしま」型掃海艇を生み出しました。以後、掃海部隊は世界の海軍中で何度となく揉まれることで、新たな機雷の脅威に敏感となり、それを凌ぐ装備の近代化により熱心なっています。

#### 4 国際社会における海自掃海部隊の立ち位置

昭和63年に太平洋沿岸の21カ国が海洋問題を話し合うことで海軍同士の協力関係の強化を目指した「西太平洋海軍シンポジウム」が発足されました。その協議の中で機雷処分の技術や指揮、管制を向上させる多国間の掃海訓練が行われることとなりました。1991年に海上自衛隊の掃海部隊が我が国最初の海外派遣としてペルシャ湾に派遣されたことは先に触れましたが、これにより掃海という任務が戦後処理として戦闘を伴わない活動として認識されたこともあり海上自衛隊の掃海部隊もこの多国間訓練に派遣されるようになりました。

平成13年に第1回西太平洋掃海訓練がシンガポールにおいて実施され、平成27年に第6回目の訓練が同じくシンガポールで開催されましたが、我が国は第1回から継続的にこれに参加してきています。

また、平成23年には米英共催多国間掃海訓練がペルシャ湾内のバーレーン沖において実施された際にも海自掃海部隊は派遣されています。当時は核開発をめぐる米欧とイランの対立が鮮明化してホルムズ海峡における機雷の脅威が現実味を帯びていました。そのことから本派遣は掃海技量の向上という目的もさることながら、日米英によりイランに対し機雷の脅威を散らつかせることを断念させる強いメッセージだったとも言えます。翌平成24年にバーレーン沖で第1回米国主催国際掃海訓練が行われ、以後継続的に本訓練が開催されています。平成28年の第4回目の訓練まで海自掃海部隊は引き続き派遣されています。(平成25年に実施された第2回は隊員6名の派遣のみ)

これら数多くの国際掃海訓練において海自掃海部隊は世界一の高い掃海能力を発揮し訓練に臨み、多数の参加国海軍掃海部隊の手本となって彼らの能力構築支援も行っています。

#### 5 今後の海自掃海部隊に求められること

第3国が意図をもって敷設した機雷を排除する行為は国際法上の武力の行使あたり、我が国のこれまでの自衛隊法では停戦協定等により機雷が「遺棄機雷」(対象国の攻撃の意図を持たな

くなくなった機雷)になるまでこれを除去することができませんでした。ホルムズ海峡など我が国の重要な航路が存在する海峡に敷設された機雷を各国が共同して危険を顧みず掃海活動を行う場合に我が国がこれに貢献しなくてよいのだろうかという課題の解決が我が国にとって必要でした。これを解決しなければ湾岸戦争時に我が国が経験したように、我が国にとって死活的影響がある事態であって、かつ我が国関連船舶やその船員が多大な脅威に晒されていても何もできないことを繰り返さざるを得ないからです。また、我が国が世界最高の掃海能力を持っているということを多くの国が知っているにも関わらず、この能力をグローバルな安全保障環境の安定化のために発揮できなかったのです。

このたびの平和安全法制では、武力の行使の新三要件が以下のとおり定められました。

- (1) 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- (2) これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- (3) 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

これにより、自衛隊法が改正され防衛出動の発動要件に「存立危機事態」という事態が追加されました。

今後海上自衛隊の掃海部隊は、ペルシャ湾が機雷により封鎖された場合停戦合意のあるなしに関わらずペルシャ湾に派遣されることを覚悟しなければなりません。

今日の我が国周辺の情勢を考えると、大規模紛争の蓋然性は著しく低下し第2次大戦時のように我が国周辺に莫大な量の機雷が敷設される可能性は低いでしょう。また東シナ海の情勢を考慮すれば掃海という機能は水陸両用戦の一部と捕らえて訓練していく必要があります。

このことから掃海部隊の体制はその目的、規模、装備、人材養成など大きな変革の時期を迎えていることは間違いないでしょう。

しかしながら、一方で今回の自衛隊法の改正により海上自衛隊は更なる掃海能力の維持向上を求められているのです。

## おわりに

第3項において述べましたように、海上自衛隊の掃海能力は「先人の顕彰による練度向上意欲の維持」「計画的な訓練の実施」「装備の近代化努力」などによって維持向上してきました。

体制の大きな変革期を迎えています。が、厳しい任務を命ぜられるときに整齐とこれを遂行できるよう、能力維持向上の努力は連綿と続けていってほしいと思います。